

令和5年11月 日

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

送迎用車両に対する安全装置の装備状況の調査について（依頼）

日頃は、障害福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもがなくなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、各種対策が推進されています。この中でも、送迎等を目的とした自動車、いわゆる送迎用車両に対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末で経過措置の期間が終了となります。

つきましては、送迎用車両に対する安全装置の装備状況について、調査を行いますので、下記のとおり、調査票の提出をお願いいたします。

記

1 調査対象

本市内の障害児通所支援事業所

※全事業所回答をお願いいたします。

2 回答方法

下記QRコード又はURLより回答フォームにて回答してください。



URL : 『<https://logoform.jp/form/mX9C/417034>』

※事業所ごとに回答してください。

3 報告期限

令和5年11月19日（日）

※回答期限が短くて申し訳ありませんが、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 子ども福祉課 子ども発達支援係（972-3187）
担当：伊藤、小柳、平賀